【県市連携事業】　松山市結婚新生活支援事業　Q&A

目次

Q1　住所に関すること

Q1-1　松山市に住民票がないと対象になりませんか。　P. 3

Q1-2　対象期間中松山市に住んでいましたが、今は市外に引越しています。申請できますか。　P. 3

Q２　所得に関すること

Q2-1　所得とはなんですか。　P. 3

Q2-2　所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。　P. 3

Q2-3　婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。　P. 3

Q2-4　貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。　P. 3

Q2-5　令和７年１月１日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合はどうすればよいですか。　P. 3

Q３　その他申請要件に関すること

Q3-1　年齢の計算方法は満年齢で計算しますか。　P. 3

Q3-2　過去に別の地方公共団体で本補助金の交付を受けましたが対象になりますか。　P. 3

Q3-3　再婚は対象になりますか。　P. 3

Q3-4　夫婦の両方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象になりますか。　P. 3

Q3-5　夫婦の一方が外国人の場合は、対象になりますか。　P. 4

Q3-6　夫婦の両方が外国人の場合は、対象になりますか。　P. 4

Q3-7　生活保護を受給していますが、対象になりますか。　P. 4

Q3-8　補助の限度額になるまで何度も申請できますか。　P. 4

Q3-9　令和６年度に本補助金の交付決定を受けた世帯で、交付決定額が補助限度額（６０万円）に達していない場合、その差額を追加申請できますか。　P. 4

Q3-10　振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。　P. 4

Q４　対象経費に関すること

＜共通＞

Q4-1　費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。　P. 4

Q4-2　住宅の取得・リフォーム・賃借・引越が婚姻前でも対象になりますか。　P. 4

Q4-3　支払が婚姻前でも対象になりますか。　P. 4

Q4-4　対象期間中に複数回転居した場合、前住所の住宅にかかる費用は対象になりますか。　P. 4

Q4-5　契約書がなくても対象になりますか。　P. 4

Q4-6　単身赴任する予定ですが対象になりますか。　P. 4

Q4-7　親族が保有する物件を取得または賃借した場合は対象になりますか。　P. 5

Q4-8　住宅の契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦がその親に費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から費用が引き落とされている場合は補助の対象になりますか。　P. 5

Q4-9　夫婦の両方または一方の親等の親族と同居する場合は対象になりますか。　P. 5

＜取得＞

Q4-10　住宅取得費用の対象となるのはどのような費用ですか。　P. 5

Q4-11　建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合、補助の対象はどのようになりますか。　P. 5

Q4-12　現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請することはできますか。　P. 5

＜リフォーム＞

Q4-13　住宅リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。　P. 5

Q4-14　夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。　P. 5

Q4-15　賃貸物件のリフォーム費用も対象になりますか。　P. 5

＜賃貸＞

Q4-16　住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。　P. 5

Q4-17　家賃の前払いも対象になりますか。　P. 5

Q4-18　勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか。　P. 6

Q4-19　①夫婦の一方が婚姻前から借りている物件（賃借日を問わない）に婚姻を機に同居する場合　P. 6
②夫婦の一方が婚姻前から借りている物件（賃借日を問わない）に婚姻を機とせず同居していた場合は補助の対象になりますか。

Q4-20　婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し同居する場合は対象になりますか。　P. 6

Q4-21　勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。　P. 6

Q4-22　月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合はどうすればよいですか。　P. 6

＜引越＞

Q4-23　引越費用の対象となるのはどのような費用ですか。　P. 6

Q4-24　引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。　P. 6

Q4-25　新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は対象になりますか。　P. 6

Q&A

Q1-1	松山市に住民票がないと対象になりませんか。
A.	申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市に住所を有し、住民票の住所が、申請に係る住宅となっていれば対象となります。また、市外で結婚した場合でも、上記を満たしていれば対象となります。
Q1-2	対象期間中松山市に住んでいましたが、今は市外に引越しています。申請できますか。
A.	申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市に住所を有し、住民票の住所が、申請に係る住宅となっていることが必要であるため、既に市外へ転居されている場合は、申請できません。
Q2-1	所得とはなんですか。
A.	会社員などで企業等にお勤めの方は、１年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。自営業の方は、１年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた金額です。複数の所得がある場合はこれらを合算した金額となります。
Q2-2	所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。
A.	所得証明書が必要です。源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与等以外に収入があった場合、それを把握することができませんので、令和７年１月１日時点に住民登録があった市区町村が発行する所得証明書をご提出ください。
Q2-3	婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。
A.	申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の令和７年度所得証明書による所得の合算で判定します。
Q2-4	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。
A.	令和６年１月１日から令和６年１２月３１日の間に返済した金額を控除することができます。 奨学金返還証明書（困難な場合は領収書や通帳の写し）を申請書に添付してください。
Q2-5	令和７年１月１日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合はどうすればよいですか。
A.	住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認できる場合、令和６年中の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しを提出してください。課税基準日時点の為替レート等を参考に松山市が所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）を提出してください。
Q3-1	年齢の計算方法は満年齢で計算しますか。
A.	満年齢で計算します。民法の規定により、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。 ※1995年（平成7年）10月1日生まれの場合、令和7年9月30日に30歳となります。
Q3-2	過去に別の地方公共団体で本補助金の交付を受けましたが対象になりますか。
A.	対象となりません。
Q3-3	再婚は対象になりますか。
A.	夫婦の両方または一方が過去に本補助金（他の地方公共団体での補助金の交付を含む）の交付を受けていなければ対象となります。ただし、同一夫婦の離婚・再婚の場合、その離婚日が再婚婚日から起算して１年以内である場合は、対象外となります。
Q3-4	夫婦の両方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象になりますか。
A.	戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

Q&A

Q3-5	夫婦の一方が外国人の場合は、対象になりますか。
A.	日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。なお、外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。
Q3-6	夫婦の両方が外国人の場合は、対象になりますか。
A.	日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。
Q3-7	生活保護を受給していますが、対象になりますか。
A.	生活保護世帯の方は、松山市の要綱で対象外としています。
Q3-8	補助の限度額になるまで何度も申請できますか。
A.	補助限度額に達していなくても、申請は期間中１回限りです。なお、（Q3-9）のとおり、補助限度額と交付決定額の差額を上限として、翌年度に追加申請できる可能性がありますが、令和８年度以降、本事業を実施するかは未定となっています。
Q3-9	令和６年度に本補助金の交付決定を受けた世帯で、交付決定額が補助限度額（６０万円）に達していない場合、その差額を追加申請できますか。
A.	その差額を上限に追加申請できます。対象世帯には、令和７年７月中に案内書類を送付します。
Q3-10	振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。
A.	申請者名義の口座に限ります。
Q4-1	費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。
A.	申請者または配偶者であれば対象となります。
Q4-2	住宅の取得・リフォーム・賃借・引越が婚姻前でも対象になりますか。
A.	実施日が、婚姻日から起算して１年以内であれば対象となります。なお、各費用の実施日の基準は、下記のとおりです。 ・住宅取得費用：鍵が引渡された日 ・住宅リフォーム費用：工事が完了した日 ・住宅賃借費用：賃貸借契約期間の初日 ・引越費用：荷物を運送した日 例：婚姻日が令和７年８月１日の場合、令和６年８月２日以降の実施日が対象。 ※ただし、住宅の賃借については、実施日が1年以上前であっても、対象となる可能性があります。 詳しくは（Q4-19）をご確認ください。
Q4-3	支払が婚姻前でも対象になりますか。
A.	婚姻を機とした費用であれば、令和７年４月１日から令和８年２月２８日までに支払った費用が対象となります。
Q4-4	対象期間中に複数回転居した場合、前住所の住宅にかかる費用は対象になりますか。
A.	対象となりません。申請時に、住民票の住所となっている住宅にかかる費用のみが対象となります。
Q4-5	契約書がなくても対象になりますか。
A.	住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用について、契約書等の書面を作成することなく支払った費用は対象となりません。
Q4-6	単身赴任する予定ですが対象になりますか。
A.	松山市の住宅が主たる生活拠点の場合対象となりますが、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る費用のみが対象となります。

Q&A

Q4-7	親族が保有する物件を取得または賃借した場合は対象になりますか。
A.	対象となります。ただし、契約書や領収書等により内容が明確に確認できることが必要です。
Q4-8	住宅の契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦がその親に費用相当分を支払っている場合や、 夫婦いずれかの名義の口座から費用が引き落とされている場合は補助の対象になりますか。
A.	対象となりません。
Q4-9	夫婦の両方または一方の親等の親族と同居する場合は対象になりますか。
A.	対象となります。ただし、契約及び費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。
Q4-10	住宅取得費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	住宅取得費用は、建物の購入費のみが対象です。土地購入代、分譲マンションの管理費、住宅ローン手数料、住宅ローン利息、火災保険料・家財保険料などは対象となりません。 支払い方法については、「融資金からハウスメーカー等への支払い」・「金融機関へのローン払い」ともに対象となりますが、ローン払いの場合は、ローン契約の内容が分かる書類をご提出ください。
Q4-11	建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合、 補助の対象はどのようになりますか。
A.	不動産の登記で、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。建物のみの取得価格がわかる書類をご提出ください。なお、建物と土地の区別が難しい場合は、お早めにご相談ください。
Q4-12	現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、 申請することはできますか。
A.	申請はできません。対象期間内に住宅を取得し、住民票を当該住所に置くことができれば可能です。
Q4-13	住宅リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象となりません。
Q4-14	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。
A.	所有者である必要はありません。ただし、夫婦の両方または一方が当該住宅に住民登録を行っており、夫婦の両方または一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていることが必要です。
Q4-15	賃貸物件のリフォーム費用も対象になりますか。
A.	対象となります。ただし、賃貸借契約で、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象となりません。
Q4-16	住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象です。 駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金等は対象となりません。
Q4-17	家賃の前払いも対象になりますか。
A.	令和８年３月３１日分までの家賃については対象となります。

Q&A

Q4-18	勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか。
A.	住宅手当分を控除した金額が対象となります。勤務先が発行する住宅手当支給状況証明書（松山市HPに様式を掲載しています。）や給与明細等の写しをご提出ください。なお、控除方法については、実際に賃料を支払った月と実際に住宅手当が支給された月を揃えて控除することを基本とします。 例：（１月支払いの 家賃・共益費）60,000円ー（１月に支給された 住宅手当）10,000円 ＝（１か月の補助額）50,000円
Q4-19	①夫婦の一方が婚姻前から借りている物件（賃借日を問わない）に婚姻を機に同居する場合 ②夫婦の一方が婚姻前から借りている物件（賃借日を問わない）に婚姻を機とせず同居していた場合は補助の対象になりますか。
A.	①同居開始日以降の賃料と共益費が対象となります。同居開始日については、夫婦の氏名が記載された変更後の賃貸借契約書の写しや住民票の写し等で確認します。 ②婚姻日以降の賃料と共益費が対象となります。
Q4-20	婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し 同居する場合は対象になりますか。
A.	引越費用、賃貸借契約締結時の敷金礼金等も含め、対象となります。
Q4-21	勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、 勤務先に家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。
A.	対象となります。勤務先と家主との賃貸借契約書の写しと、給与明細書等の勤務先への家賃相当額の支払いが確認できる書類をご提出ください。なお、社宅等で賃貸借契約書の写しがない場合は、勤務先が作成した契約内容が確認できる書類をご提出ください。
Q4-22	月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合はどうすればよいですか。
A.	切り分けができない場合は、駐車場代を含めて補助の対象となりますが、契約書等で駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した額を対象とします。
Q4-23	引越費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	引越業者や運送業者等を利用して行った、引越しに伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。旧居や新居の清掃代、不用になった家具などの処分費用、自ら運送する・友人に手伝ってもらうなどして引越した場合にかかったレンタカー代や燃料代などは対象となりません。
Q4-24	引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。
A.	対象となりません。
Q4-25	新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は対象になりますか。
A.	対象となりません。